

# (案)

平成29年 2月 6日

日進市長 萩野幸三様

日進市下水道事業受益者分担金制度検討委員会  
委員長 武田好正

## 市街化調整区域における受益者分担金制度のあり方についての提言

### 1 はじめに

日進市の下水道計画は、昭和57年度に策定された「日進町(当時)公共下水道基本計画」に基づき下水道の排除方式を分流式とし、計画処理区を北部処理区、梅森処理区、南部処理区の3処理区に定めて事業を進めている。

整備率は、平成28年4月時点で、下水道整備計画区域の約61.2%を整備し、総人口に対する普及率は、70.2%となっている。また、平成30年度には、日進市で施工を予定している市街化区域の整備が概ね完了することから、今後の整備予定として、市街化調整区域の整備を進める計画となっている。

日進市では、市街化調整区域で下水道整備を進めるにあたり、市街化区域と状況・環境が異なる市街化調整区域での受益者の負担のあり方について検討する必要性が生じたことから、日進市下水道事業受益者分担金制度検討委員会を設置し、市街化調整区域における受益者の負担のあり方を検討することとした。

当検討委員会は、市街化調整区域の下水道整備にあたり、事務局から提出された資料に基づき説明を受け、市街化区域と市街化調整区域での格差について整理をし、各委員の知識と経験を活かして、市街化調整区域における受益者分担金に係る制度作成の審議を行い、市街化調整区域の下水道整備における受益者分担金制度のあり方について各委員の意見を集約し、提言をまとめたものである。

### 2 市街化区域における受益者の負担について

日進市の下水道事業は、受益者の負担として取付管設置工事費を徴収する制度(下水道条例第8条、以下「取付管設置工事費徴収制度」という。)を採用し、市街化区域の整備を進めている。同様の制度は、近隣の名古屋市及び尾張旭市で採用されているが、受益者負担金制度としては、少数派である。この制度の採用にあたっては、

①一括前納で工事費が納入されることで滞納及び分割納入が発生しないことから、

## (案)

- 収入が安定するとともに、合理化・簡素化した事務が可能となる。
- ②下水道接続時の負担となるため、受益者の支払い理由が明確となり、支払いに対する理解が得られやすい。
  - ③下水道接続者のみが負担する制度のため、下水道の使用者・未使用者の間で費用負担に対する公平性が担保される。
  - ④接続する取付管の口径や、接続時期に応じて工事金額が異なるため、工事費に対する負担の公平性が担保される。

などのメリットからなるもので、多くの市町が採用する受益面積で負担金の額が異なる一般的な受益者負担金の制度と異なるものの、当検討委員会においても、取付管設置工事費徴収制度の優位性を確認した。

### 3 市街化調整区域における受益者分担金制度のあり方について

事務局から取付管設置工事費徴収制度のメリットについて説明を受け、委員からも多くの自治体が採用している一般的な受益者負担金制度では、固定資産等の情報を考慮する必要があることや滞納が発生するなど、事務が煩雑であることが課題との指摘や、取付管設置工事費徴収制度は、非常に効率的な制度であるとの意見があり、当検討委員会は、審議の結果、市街化調整区域においても受益者分担金制度として市街化区域と同様に取付管設置工事費徴収制度を採用することを基本とした。

次に、市街化調整区域における受益者分担金制度の審議では、市街化区域と市街化調整区域の区分、すなわち市街化区域では、都市計画税の賦課という負担がある一方で、市街化調整区域には、都市計画税の負担が無く、市街化区域と市街化調整区域との負担の差から生ずる住民感情にも十分配慮する必要があることを踏まえ、考慮すべき要素となる都市計画税についても併せて審議した。

まず、事務局から、都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に使われる目的税で、県内の課税状況や日進市の下水道事業に対する都市計画税の充当額の推移について説明があり、市街化区域では、都市計画税の賦課を補うだけの優位性として

- ①日進市では、都市計画税を制限税率の2分の1まで引き下げている。(市街化区域と市街化調整区域の都市計画税の賦課の差は、他の自治体と比較して小さい。)
- ②市街化区域は、公共施設が整備されているなど、市街化調整区域に対する優位性は一般的に高い。
- ③下水道は、市街化区域から先行して整備している。
- ④下水道整備を予定している市街化調整区域においても、市街化区域と同等な都市基盤整備をする訳では無い。

## (案)

ことが、挙げられ、近隣市町と受益者分担金を賦課している市町に聞き取り調査を実施した結果、大多数が受益者分担金の算定に都市計画税の上乗せ加算をしていないとの報告もあった。

続いて事務局から、市街化区域は、都市計画税負担額分の恩恵を受けていると判断し、市街化調整区域における受益者分担金について、都市計画税相当分の上乗せ負担を求めないが、住民感情を配慮して考えれば、他の自治体と同様に市街化区域より市街化調整区域の受益者分担金の方が高いほうが望ましいとの方針提案があった。

当検討委員会は、事務局の説明や提案を審議する過程で、市街化調整区域における受益者分担金と市街化区域における受益者負担金との設定単価における比較検証が必要であるとの判断に至り、市街化調整区域における受益者分担金の算定に必要な算定条件を決定し、仮算定による検証を求めた。

当検討委員会は、算定条件の設定にあたって、市街化調整区域と市街化区域での特性の違いから、1工事あたりの取付管設置本数、道路条件、地区の特性に応じた条件を設定し、市街化調整区域における受益者分担金を算定する方針とした。これにより、市街化区域の取付管設置工事費徴収制度と同様の制度を基本としつつ、市街化区域と分けて市街化調整区域のみで単価設定が可能となる。

次に、算定方針に基づく仮算定による市街化調整区域における受益者分担金の設定単価と現行の市街化区域における受益者負担金の設定単価との比較検証を実施した。

事務局が行った仮算定の結果、市街化調整区域の受益者分担金の方が以下の要因で高価となる結果となった。

- ①市街化調整区域は、開発や建築が制限されており、住宅が立ち並ぶ市街化区域と比較すると取付管設置件数が少なくなることから、作業効率が低く、工事費が割高となる。
- ②市街化調整区域は、道路幅員が狭い箇所が多く、大型の重機が使用できないこと、また通行止め等の交通規制から警備箇所が増加するなどから、工事費が割高となる。

仮算定の結果、市街化調整区域の受益者分担金が、市街化区域の受益者負担金より高くなる結果を確認したことにより、市街化調整区域の受益者分担金の設定単価が、市街化区域の受益者負担金の設定単価より高めに設定されるのであれば、都市計画税から生じる住民感情にも配慮することができるとの結論に至った。

続いて、平成26年8月29日付け総務省通知（技術的助言）による「受益者負担金の徴収額の決定に当たっては、全国の徴収状況を勘案して、公共下水道等の集合処理施設については、全事業費の5%程度を徴収し、事業へ充当すること。」につ

## (案)

いて検証した。仮算定の結果、受益者負担金及び受益者分担金の総額が、想定される全事業費に対する5%を若干下回るものの、土地区画整理組合等からの受入金を勘案した場合は、全事業費に対する5%を超えることから、取付管設置工事費徴収制度に基づく受益者の負担については、適正なものであるとの結論に至った。

### 4 当検討委員会の結論

下水道の整備は、市民の快適な生活環境の確保や水質保全の観点から、都市整備の基幹的な事業の一つである。一方で、下水道の建設には、多額の経費と長い年月を要する上に、将来にわたり維持管理経費の増加が見込まれるなど、日進市の行財政運営にも少なからず影響を与え続けることとなる。

当検討委員会が、審議した市街化調整区域における受益者分担金制度は、下水道事業運営の根幹に関わる非常に重要な制度であることから、慎重に審議を行った結果、次のとおりとすることが適当であるとの結論に至った。

- (1) 受益者分担金制度は、市街化区域と同様に取付管設置工事費徴収制度を採用する。
- (2) 受益者分担金算定の基本方針として  
市街化区域と別に、市街化調整区域の算定を行い、更に、本管と同時に取付管を施工する場合と、供用開始後に取付管を施工する場合とに分けて、算定する。
- (3) 市街化調整区域の受益者分担金と市街化区域の受益者負担金の算定条件の違いとして  
算定の考え方は、市街化区域と同様とするが、市街化区域と市街化調整区域では、区域としての特性の違いにより、以下の算定条件を変更することとする。

- ① 1工事あたりの取付管設置本数
- ② 道路条件
- ③ 地区の特性に応じた条件

なお、下水道整備にあたって市街化区域と市街化調整区域との負担の差から生ずる住民感情、特に都市計画税の賦課に関する不公平感に対しては、市街化区域と市街化調整区域で分けて単価を設定し、住民感情に配慮する。ただし、算定において都市計画税相当分の上乗せ加算は、行わないこととする。

## (案)

### 【資料】

#### 日進市下水道事業受益者分担金制度検討委員会委員名簿

選出枠	委員氏名 (敬称略)	
学識経験者（都市計画）	委員長	武田 好正
学識経験者（税務等）	副委員長	齊藤 由里恵
学識経験者（下水道）	委員	坪井 秀之
学識経験者（法務）	委員	馬路 充江
公募の市民	委員	松澤 宏郎
公募の市民	委員	小林 里美

#### 審議に用いた資料

- 1 日進市都市計画図
- 2 日進市下水道事業計画図
- 3 日進市公共下水道事業概要
- 4 北部浄化センターパンフレット
- 5 南部浄化センターパンフレット
- 6 日進市下水道条例
- 7 日進市下水道条例施行規則
- 8 市街化調整区域における受益者分担金制度の検討
- 9 市街化調整区域における受益者分担金制度に関する検討資料（詳細説明版）
- 10 市街化調整区域における受益者分担金制度に関する検討資料  
(第3回検討委員会資料)

## (案)

### 検討委員会開催状況

第1回検討委員会 平成28年 7月26日(火) 開催

#### 説明事項

- 1 日進市の公共下水道事業の概要について説明を受けた。

第2回検討委員会 平成28年 9月30日(金) 開催

#### 協議事項

- 1 市街化調整区域における受益者分担金のあり方について  
受益者分担金制度の概要、近隣市町の状況、日進市の制度及び都市計画税の説明を受け、質疑を行った後、市街化調整区域の受益者分担金制度及び算定の基本方針の案について説明を受け、審議を行った。

第3回検討委員会 平成28年11月28日(金) 開催

#### 協議事項

- 1 市街化調整区域における受益者分担金のあり方について  
第2回検討委員会での決定事項及び質問事項に対する回答の説明を受け、確認を行った後、市街化調整区域における受益者分担金(取付管設置工事費)の算定について、算定の考え方、算定条件について説明を受け、審議を行った。

第4回検討委員会 平成29年 2月 6日(月) 開催

#### 協議事項

- 1 提言(案)について、検討を行った。

# (案)

## 日進市下水道事業受益者分担金制度検討委員会設置条例

平成28年3月24日

条例第8号

(設置)

第1条 本市の市街化調整区域における下水道事業の地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づく受益者分担金のあり方について検討するため、同法第138条の4第3項の規定に基づき、日進市下水道事業受益者分担金制度検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌業務)

第2条 委員会は、下水道事業受益者分担金に係る制度の作成及び変更並びに実施に関する審議を行う。

(組織)

第3条 委員会の委員の定数は、6人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 都市計画、下水道、法務、税務等に関する学識経験者
- (2) 公募の市民

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に規則で定める。

## (案)

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。  
(日進市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 日進市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 41 年日進町条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略